

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：外資法と法人税法が国際的な企業活動に及ぼした影響

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：加野裕幸
生)

所属：関西大学大学院博士課程後期（院

共著者 1 氏名：
共著者 2 氏名：

所属：
所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

1-1 外資法制定の背景

第二次世界大戦後、わが国の対外経済取引は原則禁止ないし許可制とされていた。外国資本の導入は、一般法である「外国為替及び外国貿易管理法」（昭和 24 年法律第 228 号）の規制対象とされた。ただし、特定の形態の外資導入については外為法の特別法にあたる「外資に関する法律」（以下「外資法」という）の適用を受けた。外国投資家による投資は外資法による認可を受けることにより、その果実等の外貨送金がわが国の外貨事情の如何にかかわらず保証された。昭和 25 年から同 54 年にかけて、わが国経済再建の一方途として外資導入を促進する方策として、外資法が運用された。そして許可された外資法人に対しては税制上の軽減措置がとられた。

1-2 外資法の問題点

わが国に投資される外国資本の受け入れについては、外資委審議会の段階を経て許可・認定された。問題点として、法文上その許可基準が不明確であった。外資法第 8 条は認可をする場合の基準として、次のように規定していた。

積極基準として、国際収支の改善に寄与すること、重要産業（または公益事業）の発達に寄与することである。消極基準としては、わが国の経済発展に悪影響を及ぼすものでないことが求められ、契約条項が公正でない場合または法令に違反する場合は許可されない。

このように許可基準がかなり抽象的であった。明確な基準が示されず、運用の仕方如何により外資法が外国技術導入促進として、あるときは導入抑制として作用していた。この点について外資法の許可を受けた外資法人に対して租税を軽減するのは外資法の許可基準が不明確であったことから考えると問題がある。

1-3 フィリップス事件の検討

外資法の規制が実際の企業活動に与えた影響を観察する素材としてフィリップス事件（東京地裁平成 12 年 2 月 3 日判決）がある。課税庁がフィリップス社のわが国の子会社への経営指導料の支払が高すぎるという指摘を行った事案である。判例では、昭和 28 年からのフィリップス社の事業活動が示されている。オランダのフィリップス本社が外資法によりわが国の 100%子会社からの送金が認められないため、外資法の規制を避ける合弁の形で子会社をわが国につくった。経営指導料について裁判所は課税庁の主張を認めなかった。事例からは、本社への配当などについてわが国で税負担の軽減を受けていたと考える。

まとめ

外資法によって投資が許可された法人は、わが国により外貨での送金が保証され、当時最大の税恩典を受けることができた。投資促進政策の中で規制を受けつつも結果として 100%子会社を設立し税負担を軽減していたことが事例からわかる。この点について外資に対する優遇税制を適用する関係で外資法での許可基準の不明確さや審査の範囲に問題があったのではないかと考える。

以上